



報道関係者 各位

令和4年2月16日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統計管理官 野口 智明
室長補佐 高田 崇司
毎勤調整係・企画調整係
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7609, 7610)
(直通電話) 03(3595)3145

令和3年毎月勤労統計調査特別調査の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、令和3年「毎月勤労統計調査特別調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、全国の主要産業の小規模事業所（常用労働者1～4人規模）における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにすることを目的として毎年実施しています。

今回は、令和3年7月の状況等について22,840事業所を客体として調査し、有効回答数は19,260事業所、有効回答率は84.3%でした。

【調査結果のポイント】

小規模事業所（常用労働者1～4人規模）における賃金、労働時間及び雇用の実態

1 賃金

- ・きまって支給する現金給与額（令和3年7月） 199,902円
- ・1時間当たりきまって支給する現金給与額（同上） 1,529円
【3ページ・第1図、第1表、4ページ・第2表】
- ・1年間（※）に賞与など特別に支払われた現金給与額 253,157円
【5ページ・第4表】

（※）令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

2 出勤日数と労働時間

- ・出勤日数（令和3年7月） 19.3日
- ・通常日1日の実労働時間（同上） 6.8時間
【6ページ・第3図、7ページ・第5表】

3 雇用

- ・女性労働者の割合（令和3年7月末日現在） 57.4%
【8ページ・第7表】
- ・常用労働者の産業別構成割合（同上）
「卸売業、小売業」が25.7%と最も高く、次いで「建設業」11.3%、「医療、福祉」9.9%、「生活関連サービス業、娯楽業」9.3%、「宿泊業、飲食サービス業」9.1%、「製造業」7.4%の順。
【8ページ・第4図、第7表】
- ・短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合（同上） 31.3%
【9ページ・第5図、第8表】

詳細は、別添概況をご覧ください。

※ 令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大により特別調査を中止し、令和2年9月に特別調査の代替措置として「小規模事業所勤労統計調査」を実施しています。特別調査と「小規模事業所勤労統計調査」は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なり、結果についての直接の比較は困難であるため、令和3年特別調査では前年比等は算出しておりません。なお、「小規模事業所勤労統計調査」の結果は、厚生労働省のホームページ等に掲載しています。
（参考）小規模事業所勤労統計調査 URL：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/169-1.html>